



「ほっとひと息語り場カフェ」を開催

～地域包括支援センターだより～

町では、認知症のかたなどを介護する家族がお茶を飲みながら気楽に相談できる場として「ほっとひと息語り場カフェ」介護の悩みを分かちあおう」を開催します。

○日時

9月20日（金）
午後7時～8時30分

○場所

町文化ホール1階 ロビー

○内容

- ・介護についての講話
- ・参加者同士の交流
- ・個別相談（希望者）

○対象

町内で家族を介護しているかた、認知症について悩んでいるかた、認知症について知りたいかたなど

詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ先

役場介護環境課地域包括係
☎(86)1153「直通」



ひらがなを並び替えて言葉をつくろう。

- ① くどうろうこうそ（車で旅行する時に便利です）
- ② あなげびはちう（夏の風物詩）
- ③ いぎきょんくす（夏祭りの定番です）
- ④ もぐにゅどうう（夏の空にモクモクと浮かんでいます）
- ⑤ とかこうせんり（目が回りそうな形をしています）



調整給付金を支給します

町では、本年度に実施されている定額減税において、納税者本人と扶養親族の数から算定される減税額が、定額減税を行う前の推計所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合に、その差額を給付します。詳しくは町ホームページ（次のQRコード）から閲覧できます。



○支給対象者

令和6年度個人住民税が本町で課税されているかたのうち、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回ると見込まれるかた

○支給金額

定額減税しきれないと見込まれる額を1万円単位に切り上げた額

【算出方法】

① 所得税（調整給付においては令和6年推計所得税額）

減税対象人数×3万円

② 個人住民税所得割

減税対象人数×1万円

【支給額】

①および②のそれぞれで減税しきれなかった額を合計し、その額を1万円単位で切り上げた額が支給金額となります。

※減税対象人数とは、本人と同一生計配偶者および扶養親族の人数を言います。

○申請手続き

対象のかたへ支給確認書を送付します。必要事項を記入のうえ返送ください。（確認書に記載されているQRコードからオンライン申請も可能です）

○申込期限

10月31日（木）

問い合わせ先

○給付金について

役場福祉事務所
給付金コールセンター

☎090(8570)1285

○定額減税について

役場税務課町民税係

☎(86)1172「直通」